

限度額適用認定証について

1. 限度額適用認定証交付の流れ

当組合に連絡してもらいましたら、申請書を送付します。（当組合ホームページからも用紙を取れます）

申請書を記入・捺印し当組合に申請してください。

申請書が届いたら、即日処理して限度額適用認定証を送付します。

限度額適用認定証が届いたら医療機関等に提示してください。

発効年月日は組合に申請書が届いた日の月初となります。2月10日に届くと2月1日から有効の限度額適用申請書を交付します。発効年月日を遡る場合はあらかじめ申し出てください。

2. 自己負担限度額

70歳未満標準報酬月額 530千円以上 $150,000円 + (総医療費 - 500,000円) \times 1\%$

70歳未満標準報酬月額 530千円未満 $80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$

70歳以上 入院 44,400円、通院：12,000円

3. 通院時の支払例

通院日	医療機関	総医療費	一部負担金	窓口支払額	自己負担限度額
2月10日	B病院	100,000円	30,000円	30,000円	
2月18日	B病院	200,000円	60,000円	50,430円	$80,100円 + (300,000円 - 267,000円) \times 1\% = 80,430円$
2月25日	B病院	300,000円	90,000円	3,000円	$80,100円 + (600,000円 - 267,000円) \times 1\% = 83,430円$
		600,000円	180,000円	83,430円	

限度額適用認定証を提示すれば窓口負担額は、自己負担限度額の83,430円となります。

限度額適用認定証を提示しない場合は窓口負担額は180,000円で、約3ヵ月後に組合から高額療養費96,570円振込みます。

通院日	医療機関	総医療費	一部負担金	窓口支払額	自己負担限度額
2月10日	C薬局	100,000円	30,000円	30,000円	
2月18日	C薬局	100,000円	30,000円	30,000円	
2月25日	C薬局	100,000円	30,000円	20,430円	$80,100円 + (300,000円 - 267,000円) \times 1\% = 80,430円$
		300,000円	90,000円	80,430円	

同一の医療機関でなければ、限度額の計算が出来ない為B病院・C薬局とかかった場合は別計算となります。

（同一の医療機関でも入院と通院は別計算となります。）

約3ヵ月後組合から合算した高額療養費を振込みます。

$83,430円 + 80,430円 - (80,100円 + (900,000円 - 267,000円) \times 1\%) = 77,430円$ （高額療養費）

通院・薬局で限度額適用認定証を使用できるのは平成24年4月からとなります。

4. 70歳以上の方の場合（住民税非課税世帯除く）

70歳以上の方は高齢受給者証を医療機関・薬局に提示すれば限度額までの支払いとなるので限度額適用認定証は必要ありません。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

1. 該当者

70歳未満の被保険者・被扶養者でその世帯全員が住民税非課税の場合

70歳以上の被保険者・被扶養者でその世帯全員が住民税非課税の場合

2. 限度額適用・標準負担額減額証の交付の流れ

当組合に連絡してもらいましたら、申請書を送付します。

申請書を記入・捺印し該当年度の住民税非課税証明書を添付して当組合に申請してください。

平成23年度非課税証明書の該当月：平成23年8月から平成24年7月まで

申請の前一年に入院日数が90日を超えている場合は、超えていることが分かる領収書を添付してください。

申請書が届いたら、即日処理して限度額適用・標準負担額減額認定証を送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証が届いたら医療機関等に提示してください。

3. 自己負担限度額

区分		自己負担限度額	入院食事療養負担額
入院	70歳未満 住民税非課税世帯	35,400円(多数該当24,600円)	90日までの入院：210円 一年で90日以上：160円
	70歳以上低所得 住民税非課税世帯	24,600円	90日までの入院：210円 一年で90日以上：160円
	70歳以上低所得 年金収入80万円以下等	15,000円	100円
通院	70歳未満 住民税非課税世帯	35,400円(多数該当24,600円)	/
	70歳以上低所得 住民税非課税世帯	8,000円	
	70歳以上低所得 年金収入80万円以下等		

4. 通院時の支払例(70歳以上)

通院日	医療機関	総医療費	一部負担金	窓口支払額
2月10日	D診療所	12,000円	3,600円	3,600円
2月18日	D診療所	12,000円	3,600円	3,600円
2月25日	D診療所	12,000円	3,600円	800円
		36,000円	10,800円	8,000円

他の医療機関に行かれている場合は上記限度額適用認定証と同様に一旦支払後日組合より振込します。

通院・薬局で限度額適用・標準負担額減額認定証を使用できるのは平成24年4月からとなります。